

番号	要 旨
議案第3号	<p>御坊広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例専決処分の承認について</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当の改定 行政職 マイナス0.15月 再任用職員 マイナス0.1月 令和4年度以降 6月期及び12月期 行政職 1.275月→1.2月 再任用職員 0.725月→0.675月 <p>令和4年6月支給期末手当については、令和3年12月支給額に、行政職127.5分の15、再任用職員72.5分の10を乗じて得た額を調整額とし減額</p> <p>(令和4年3月23日専決処分)</p>
議案第4号	<p>御坊広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例専決処分の承認について</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和 ・ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置 <p>(令和4年3月23日専決処分)</p>
議案第5号	<p>汚泥再生処理センター建設工事請負契約について</p> <p>(主な内容)</p> <p>汚泥再生処理センター建設工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び御坊広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年条例第7号）第2条の規定によって、議会の議決を求めるもの</p>